

# 15世紀カスティーリャにおけるユダヤ人政策

林 邦 夫

## The Policy toward the Jews in Fifteenth-Century Castile

Kunio HAYASHI

1391年カスティーリャ全土を席捲した反ユダヤ人暴動に際して、迫害を免れるために多くのユダヤ人がキリスト教に改宗した。改宗ユダヤ人（コンベルソ）の多くはスペイン人キリスト教社会に融合することなく、両者は対立し、ときにコンベルソに対する暴動も起った。このためカトリック両王は1480年異端審問制を設立し、ユダヤ教を信仰しているコンベルソ（フダイサンテ）を異端者として処罰することによって、コンベルソ問題の解決を図った<sup>1)</sup>。

それでは改宗しなかったユダヤ人に対して、王権は如何なる政策をとっていったのであろうか。本稿で、15世紀におけるユダヤ人政策の展開を明らかにしてみたい。

- 1) 以上については次の拙稿を参照。「15世紀前半カスティーリャにおけるコンベルソ問題」『歴史学研究』461号、1978年；「カスティーリャにおける異端審問制の成立」『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文社会学編』第31巻、1979年；「カスティーリャにおける異端審問制の初期的展開」同、第32巻、1980年。

### I

まず1391年の反ユダヤ人暴動への王権の対応から見ていこう。

1391年6月16日、エンリーケ3世（在位1390～1406）の名で、セビーリャとコルドバで起っているユダヤ人迫害に関する報告に基づき、ブルゴス市当局に対して、同市のユダヤ人を保護し、略奪・殺戮・強制的改宗を未然に防ぎ、迫害者は処罰するよう指示された<sup>1)</sup>。このように王権はユダヤ人迫害を抑止する姿勢を示したが、その甲斐なく暴動は全国に波及し、ユダヤ人居住区（aljamas, juderías）は甚大な損害を被った。これは2つの事実から知られる。

第1は、シナゴークの被った変化である。1391年セビーリャ市当局は、2つのシナゴークを教会として寄贈し<sup>2)</sup>、1403年クエンカのシナゴークも教会に変化している<sup>3)</sup>。1415年パレンシアのシナゴークは司教から信心会に贈与され<sup>4)</sup>、サモラ（Zamora）のシナゴークは王権によって同地の修道院に贈与された<sup>5)</sup>。レオン司教区内のシスネロス（Cisneros）のシナゴークも教会に変えられたらしい<sup>6)</sup>。以上のようにユダヤ人の信仰の中心を成すシナゴークが消滅している事例が見られる。

第2は、ユダヤ人の負担した租税に関する事実である<sup>7)</sup>。1392年王権は、マドリードの修道院がユダヤ人の租税から得ていた収入を、同地のアルカバーラ（販売税）から与えるよう命じている<sup>8)</sup>。

1397年には、トレードの修道院がユダヤ人の租税から得ていた収入を、別の財源から得よう指示されている<sup>9)</sup>。1408年には、王権は或る高官がトレード、マドリード、アルカラ＝デ＝エナーレスのユダヤ人居住区の租税から得ていた収入の補償を示している<sup>10)</sup>。また1412年には、王権はバリアドリードのユダヤ人の租税から同地の修道院が得ていた収入を、市の他の収入から得よう命じており<sup>11)</sup>、同様の命令は、同年のパレンシアの修道院に関する王令<sup>12)</sup>にも見られる。以上の事例は、担税者たるユダヤ人が殺戮・改宗・逃亡などで減少したため、租税徴収が不可能となった事実を示している。

以上の2つの事実から、ユダヤ人居住区が大きな被害をうけたことが明らかとなるが、暴動終熄後、王権は如何なる対応を示したであろうか。これについては2つの対応が挙げられる。

第1は、迫害に対する調査・処罰である。1395年王権は、セビーリャの2つの地区に対して、シナゴグ破壊の理由・命令者についてトレード司教に説明するよう命じている<sup>13)</sup>。同年カルモナ(Carmona)市当局は、王権の命令をうけてシナゴグ破壊について報告を行なっており<sup>14)</sup>、1396年にはエシハ(Écija)の聖職者たちはトレード大司教の照会をうけて、フェラン・マルティネスのシナゴグ破壊命令には従わなかった旨の回答を寄せている<sup>15)</sup>。1398年、王権はトレードの役人に対して、ユダヤ人居住区略奪の犯人・盗品の買い手の調査を命じている<sup>16)</sup>。このようにユダヤ人居住区破壊についての調査を命じた王権は、報告をうけて罰金を課したようである。1396年王権がコルドバからの罰金減額の請願を認めていること<sup>17)</sup>、セビーリャで罰金支払のための賦課の徴収請負がなされていること<sup>18)</sup>、がこれを窺わせる。

第2は、ユダヤ人保護である。1392年7月20日王権はブルゴス市当局に対して、改宗を望まぬユダヤ人が居住区に戻ることを許すよう命じ、彼らへの攻撃を禁じ、更に租税を免除しており<sup>19)</sup>、7月30日には居住区帰還を望むユダヤ人が強制的に改宗させられるのを許さないよう命じている<sup>20)</sup>。1401年には、ユダヤ人を不法に投獄して罰金を取立てるなどの迫害を加えていたサアグン(Sahagún)の修道院長に対して、2度に亘ってこれを禁じている<sup>21)</sup>。また同修道院長には、反ユダヤ人的説教を行なった説教師の監禁を命じたことが1403年の史料<sup>22)</sup>から判る。

以上の対応から、王権はユダヤ人迫害を容認せず、ユダヤ人保護の姿勢を貫いていることが判明する。

しかし王権は一方で、反ユダヤ人暴動の再発を防ぐにはそれのみでは不十分であり、ユダヤ人側にも規制を加える必要があることを認識したに違いない。1405年マドリードのコルテスでの請願をうけて次のような規制を定めた<sup>23)</sup>。

第1は、高利取得の禁止である。以前の高利取得禁止法令を改めて確認した上で、元金の名目で多額の利子が取られる形で作成されることが多いという理由で借用証の作成を禁じ、また裁判官の面前で実際より多い借金額の陳述をユダヤ人がキリスト教徒に強いている場合があるが、かかる陳述は無効であり、裁判官はこれについて判決を下さないよう命じている。ここでは高利禁止の命令だけでなく、それを防ぐ具体的な方策が講じられているのが注目される。そして現在まで未払の

借金については、半額のみを支払い、残り半分は高利と見做して免除することが命じられた。

第2は、ユダヤ人の裁判上の特権の問題である。キリスト教徒はすべての民刑事裁判において、ユダヤ人の証人なしで、ユダヤ人に対してキリスト教徒に対するのと同様に証言し得るとされ、ユダヤ人の特権が廃止された。

第3は、ユダヤ人マークの問題で、ユダヤ人は丸い朱色の布で作ったマークをつけるよう命じられた。

以上の措置で王権は、ユダヤ人に規制を加えることによって彼らへのキリスト教徒の敵意を緩和し、またユダヤ人を区別することによってキリスト教徒との接触を少なくし、暴動の再発を防止せんとした、といえよう。

ユダヤ人規制は、1406年12月以後のファン2世（在位1406～1454）の摂政期に入ると増々厳しくなっていた。1408年にはユダヤ人が徴税請負人・収税吏となることを禁じ、違反したユダヤ人のみでなく、ユダヤ人にかかる業務につかせたキリスト教徒も処罰される、とした<sup>24)</sup>。1411年ムルシアの市参事会は、ユダヤ人改宗運動で有名なビセンテ＝フェレーの示唆をうけて、ユダヤ人の居住区外での居住・仕事場や店舗の所有の禁止、キリスト教徒への投棄・治療の禁止、キリスト教徒との同居の禁止などを内容とする条例<sup>25)</sup>を作成し、王権の承認を得た<sup>26)</sup>。1412年1月2日には、やはりビセンテ・フェレーの働きかけで摂政王母カタリーナが命じて作成させた24条から成る勅令<sup>27)</sup>がバリャドリードで発布された。これは一連のユダヤ人規制の集大成ともいえるものであり、以下詳しく内容を見ていきたい。

この勅令は6つの範疇に分類できると考えられる。すなわち、(1) 居住、(2) 職業、(3) 日常生活、(4) 特権、(5) 宗教、(6) 施行細則、である。以下、重要でない(6)（第22・24条）を除く5つについて順次列挙してみよう。

(1) ユダヤ人は、1つの出入口しかない都市内の閉鎖的区域に住み（第1条）、他の都市へ移住してはならず（第16条）、いかなる領主もユダヤ人を受入れてはならない（第17条）。移住したユダヤ人の財産は没収され、身柄は国王の虜となる（第23条）。

(2) 以下の事柄の禁止——香料商人、薬剤師、外科医、医師となること、キリスト教徒に食料品を売ること（第2条）、徴税請負人、収税吏、家令、両替商、仲買商となること（第5条）、居住区内にキリスト教徒に飲食物を売る市場をもつこと（第6条）、キリスト教徒を顧客とする獣医、馬鍛冶、大工、仕立師となること（第20条）、キリスト教徒に売るための油・糖蜜・米を運ぶ馬匹となること（第21条）。

(3) 以下の事柄の禁止——キリスト教徒との共同飲食、キリスト教徒の葬儀・結婚式・埋葬への参加、キリスト教徒の教父母となること、キリスト教徒を召使・乳母・耕夫・野菜栽培人・牧夫として雇傭すること（第4条）、武器の携帯（第5条）、病人のキリスト教徒に薬・糖蜜を与えること、キリスト教徒との共同入浴、香辛料や焼いたパンなどをキリスト教徒に与えること（第10条）、キリスト教徒女性の居住区内への立入（第11条）、ユダヤ人がドン（Don）の敬称をつけて呼ばれ

ること（第12条）、髻を剃刀や鋏で切ること、頭髪を短かくすること（第18条）、耕作・ブドウ栽培・家などの建築のためにキリスト教徒を雇傭すること（第19条）。その他、服装に関する規定として、ユダヤ人の男は1パルモ以上の長さの長頭巾を被ってはならず、肩かけではなく外套を着用し、ユダヤ人マークをつけ（第13条）、女は頭巾や首飾りリボンのない足首までの長さのあるマントを着る（第14条）、高価な毛織物の衣服を着てはならない（第15条）。

(4) ユダヤ人同士の訴訟を裁くユダヤ人裁判官をもってはならず、かかる訴訟も都市のアルカデルデが裁く（第7条）、国王の許可なくして居住区内で課税を行なわないよう命ずる（第8・9条）。

(5) 改宗を望むユダヤ人の改宗を妨害してはならない（第3条）。

以上列挙した諸条は、如何なる目的で作成されたのであろうか。

(1) は、第16・17条で移住を禁ずることによってユダヤ人を現在居住する都市に緊縛し、更に第1条で都市内部のユダヤ人居住区に封じ込めることを意図したものであり、ユダヤ人の分離・隔離、キリスト教徒との接触の極小化を目指したものと見えよう。

(2) のうち、第2・6・21条は、ユダヤ人がキリスト教徒に危害を加え得る状況を避けることを図り、第5条は、ユダヤ人が経済的にキリスト教徒を搾取することを防ごうとしたものと思われる。第20条は、キリスト教徒との接触の極小化が主な目的であろうが、かかる目的は(2)の他のすべての条文にも含まれている、といえよう。

(3) のうち、第5・10・11条は、(2)の第2・6・21条と同じ目的をもつ、と考えられる。第4条の前半は、キリスト教徒とユダヤ人との社交を禁じ、同条後半と第19条は、ユダヤ人がキリスト教徒の雇主という優位な立場に立つことを防ごうとしたものであり、何れも両者の接触の極小化という共通の目標を持っている、といえる。次に第12条は、第15条とともに、地位・財産のあるユダヤ人がそれを誇示し、そのために彼らへの敵意が昂まることを防ぐ意図を持っているのではないか、と思われる。第13・14条、とりわけ第18条の目的は理解し難い面があるが、おそらく外観からユダヤ人の識別を可能にして、偶然的接触の危険を避けようとしたものだ、と推測される。

(4) はユダヤ人居住区の裁判・財政自治特権を剥奪し、居住区をより強力に王権の統制下に置くことを狙ったものといえ、(5) は、改宗を望むユダヤ人に対する他のユダヤ人からの妨害を除去せんとしたものである。

以上、5つの範疇に分けてバリャドリード勅令を検討してきたが、この勅令は全体としてどのように性格づけられるのであろうか。

勅令の前文には、キリスト教徒が異教徒と接触することによって誤ちに陥らないように方策を講じ、かかる事態が生ずる機会をなくすことはキリスト教君主の義務である、という内容の一節がある。既述のように、条文の多くがキリスト教徒とユダヤ人の接触の極小化を図っていることをこれと考え合わせると、この勅令の目的が、両者の接触の機会を極小化し、キリスト教徒がユダヤ人から悪しき影響を被り、宗教的過誤に陥ることを防ぐことであった、という推測が成立とう。その

際、『ファン2世年代記』によれば、改宗運動の推進者ビセンテ＝フェレーが「ユダヤ人とキリスト教徒との絶え間ない交わりから、大きな害悪が、とりわけ新たに我らの聖なる信仰に改宗した者たちに対して生じているので、ユダヤ人を分離するように」とカタリーナとフェルナンド（ファン2世の叔父）の2人の摂政に働きかけた、という事実<sup>28)</sup> を考えると、ユダヤ人がコンベルソと接触して、彼らをユダヤ教に引戻す危険が最も強く念頭に置かれていた、とも考えられる。しかし条文の中で直接に宗教に関わるのは第3条のみであり、勅令は全体として見ると遥かに多岐な側面を含んでおり、勅令の目的を宗教問題に収斂させて捉えるのは困難である、といわざるを得ない。

この勅令の根底には、ユダヤ人はキリスト教徒に危害を加える虞れのある危険な存在である、というユダヤ人観があるように思われる。そしてその危険性は宗教的なもののみでなく、より広い社会的なものであり、かかる危険からキリスト教徒を保護するためには、ユダヤ人をできる限り彼らから離しておくに如くはない。またこれによってキリスト教徒がユダヤ人から圧迫をうけることが少なくなればユダヤ人への敵意も減退し、反ユダヤ人暴動の起る危険も減少する。このようにユダヤ人を分離して、キリスト教徒との接触を極小化することによってユダヤ人問題を解決せんとするのが、この勅令の目標であった、といえるのではあるまいか。

バリャドリード勅令公布後の1412年7月17日、摂政フェルナンド（1412年6月28日アラゴン王フェルナンド1世となっている）の命令で、シフエンテス（Cifuentes）においてこれと類似の勅令<sup>29)</sup> が発せられた。この勅令はバリャドリード勅令よりも形式的に整っているが、内容的には以下のような差異がある。

第1に、第1条の居住区への移住期限が後者では居住区指定から8日以内となっていたのが、1年以内に改められている。第2に、第2条のうちのキリスト教徒への食料販売禁止が、一定の食物に関しては許されている。第3に、第6条が削除され、逆に居住区内での販売を許す内容が第2条に付加えられている。第4に、第4条のキリスト教徒の雇傭禁止は、同居・共同飲食をしないという条件で撤回されている。第5に、第7・8・9条が削除され、その代りに刑事裁判に限りて裁判自治権を剥奪した条文が置かれている。第6に、第16条は移住の自由を認めた条文に変更され、それに伴い、第17・23条が削除されている。第7に、第20条の職業が仕立師のみになっている。

以上から、シフエンテス勅令はバリャドリード勅令に比して総体的に見て穏和なものとなっている、といえよう。かかる性格は勅令の前文に見られる基本姿勢に基づく、と考えられる。ここではバリャドリード勅令の前文と同様にユダヤ人の悪影響が指摘されているが、その他に、ユダヤ人に対する暴動が起って国王が守るべき王国の正義が損なわれる虞れがあり、余の治世においてユダヤ人が保護されることを望むが故にこの勅令を制定した、と述べられている。それ故、この勅令の目指すユダヤ人とキリスト教徒との接触の極小化は、後者を前者の悪影響から守るのみでなく、前者を後者の迫害から庇護するという目的をももっていた、と考えられる。

所でこの2つの勅令は如何なる関係にあるのであろうか。バリャドリード勅令はシフエンテス勅令にとって代わられたのであろうか。ここで注目すべきは両勅令の作成命令者が、前者はカタリー

ナ、後者はフェルナンドと異なっていることである。エンリーケ3世の遺言によって王妃カタリーナと王弟フェルナンドがファン2世の摂政となったが、その際王国北部をカタリーナが、南部をフェルナンドが担当するという分割統治方式がとられた。かかる事情を考えると、バリャドリード勅令は王国北部のみに、シフエンテス勅令は南部のみに効力をもったといつてよいのではなかろうか。事実1412年3月のムルシア市参事会宛のフェルナンドの書翰<sup>30)</sup>は、バリャドリード勅令は彼の統治区域では停止し、彼の認めた法令のみが有効である、と明言している。従ってシフエンテス勅令はバリャドリード勅令にとって代わったのではなく、王国内部で適用区域の異なる2つの勅令が併用されていた、と考えられる。

このように1412年の段階で、王国のユダヤ人政策は、両摂政間の対立を反映して分裂していた。しかし両勅令は、ユダヤ人の分離によってユダヤ人問題の解決を図るという基本方針においては一致している。王権は1391年から20年以上を経て、漸くユダヤ人分離というユダヤ人政策の基本路線を定めた、といえよう。

- 1) この指示の原文は、F. Baer, *Die Juden im christlichen Spanien*, 2 Bde., Berlin, 1929-1936, II [以下, *Juden* と略記], no. 248; F. Cantera Burgos, *Álvar García de Santa María. Historia de la judería de Burgos y de sus conversos más egregios*, Madrid, 1952, p. 53, n. 46.
- 2) *Juden*, no. 249.
- 3) E. Mitre Fernández, "Los judíos y la Corona de Castilla en el transito al siglo XV", *Cuadernos de Historia*, 3, 1969, p. 354.
- 4) P. León Tello, "Los judíos de Palencia", *Publicaciones de la Institución «Tello Téllez de Meneses»*, 25, 1967, Doc. VIII (p. 54).
- 5) 1416年の文書 (*Juden*, no. 284) から判る。
- 6) 1417年のパレンシア司教への対立教皇ベネディクトゥス13世の命令書 (*Juden*, no. 285) は、シスネロスの住民のシナゴークを教会に変えるようにという要望を充たすよう命じている。
- 7) ユダヤ人は《cabeza de pecho》と呼ばれる人頭税と、《servicio y medio servicio》と呼ばれる上納金を負担していた。
- 8) L. Suárez Fernández, "Problema políticos en la minoridad de Enrique III", *Hispania*, 12, 1952, Apé. doc. II (pp. 222-224).
- 9) P. León Tello, *Judíos de Toledo*, 2 tomos, Madrid, 1979, I, Col. doc. 41 (pp. 431-434).
- 10) *Juden*, no. 272.
- 11) *Juden*, no. 276.
- 12) León Tello, *art. cit.*, Doc. VII (pp. 52-53).
- 13) *Juden*, no. 256.
- 14) *Juden*, no. 257.
- 15) J. Amador de los Ríos, *Historia social, política y religiosa de los judíos de España y Portugal*, Madrid, 1960 ed. (1.<sup>a</sup> ed., 1875-1876), pp. 961-963.
- 16) León Tello, *Judíos de Toledo*, I, Col. doc. 44 (pp. 439-441).
- 17) R. Ramírez de Avellano, "Matanza de judíos en Córdoba. 1391.", *Boletín de la Real Academia de la Historia* [以下, *BRAH* と略記], 38, 1901, Doc. I (pp. 303-305).
- 18) R. Carande, *Sevilla, fortaleza y mercado*, Sevilla, 1975<sup>2</sup>, p. 166.
- 19) *Juden*, no. 253.

